

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2015年 6月26日

【会社名】 株式会社日立製作所

【英訳名】 Hitachi, Ltd.

【代表者の役職氏名】 執行役社長兼COO 東原 敏昭

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 6番 6号

【電話番号】 03-3258-1111

【事務連絡者氏名】 法務本部 部長代理 海保 太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 6番 6号

【電話番号】 03-3258-1111

【事務連絡者氏名】 法務本部 部長代理 海保 太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目 8番20号)

## 1【提出理由】

2015年6月25日開催の当社第146回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定により、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2015年6月25日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」の施行に伴い、社外取締役に加えて、執行役を兼務しない取締役との間でも責任限定契約を締結することができる旨を定めるとともに、用語の変更を行う定款変更を求めるものである。

#### 第2号議案 取締役全員任期満了につき12名選任の件

取締役候補者は、勝俣宣夫、シンシア・キャロル、榊原定征、ジョージ・バックリー、ルイズ・ペントランド、望月晴文、フィリップ・ヨー、吉原寛章、中西宏明、東原敏昭、三好崇司及び持田農夫男の12名である。なお、勝俣宣夫、シンシア・キャロル、榊原定征、ジョージ・バックリー、ルイズ・ペントランド、望月晴文、フィリップ・ヨー及び吉原寛章の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者である。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件並びに決議の結果

基準日(2015年3月31日)現在における議決権の状況

議決権を有する株主数：304,393名

総株主の議決権の数：4,805,143個

#### 議決権行使の状況

	株主総会前日までに 行使された議決権	株主総会当日に 出席した株主の議決権	合計
株主数	119,432名	1,538名	120,970名
議決権の数	3,083,392個	471,734個	3,555,126個

#### 決議の結果等

決議事項	賛成、反対及び棄権の意思表示に係る 議決権の数(注)3			賛成割合 (注)4	決議 の結果
	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)		
第1号議案(注)1	3,508,131	22,293	9,002	98.68%	可決
第2号議案(注)2					
勝俣 宣夫	3,404,550	128,603	9,068	95.76%	可決
シンシア・キャロル	3,496,141	37,013	9,068	98.34%	可決
榊原 定征	3,486,699	46,455	9,068	98.08%	可決
ジョージ・バックリー	3,419,087	114,066	9,068	96.17%	可決
ルイズ・ペントランド	3,497,974	35,180	9,068	98.39%	可決
望月 晴文	3,305,801	227,350	9,067	92.99%	可決
フィリップ・ヨー	3,420,205	112,949	9,068	96.20%	可決
吉原 寛章	3,486,769	46,384	9,068	98.08%	可決
中西 宏明	3,381,103	152,049	9,068	95.11%	可決
東原 敏昭	3,456,467	76,685	9,068	97.22%	可決
三好 崇司	3,231,302	301,848	9,067	90.89%	可決
持田 農夫男	3,455,532	77,620	9,068	97.20%	可決

(注)1. 会社法及び当社定款の定める第1号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上が賛成することである。

2. 会社法及び当社定款の定める第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数が賛成することである。

3. 株主総会前日までに行使された議決権及び株主総会当日に出席した株主の議決権のうち当社が意思表示の内容を把握した議決権により、第1号議案及び第2号議案の可決要件を満たすことが明らかとなり、会社法上適法に決議が成立したため、これら以外の議決権については、賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数に加算していない。

4. 賛成割合は、株主総会前日までに行使された議決権の数及び株主総会当日に出席した株主の議決権の数の合計に対する賛成数の割合である。

以上